



Attorney at Law Fukuda & Kinoshita

令和6年3月4日

〒850-0876 長崎市賑町5番24号 向ビル201
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき
理事長 福崎 博孝 様
(申入ご担当者 弁護士 今井一成 先生)

R6年3月4日
受付

株式会社エヌケージー

弁護士 福田 浩 次
弁護士 伊藤
弁護士 碓
弁護士 種田
弁護士 川西 隼 泰

回 答 書

当職は株式会社エヌケージー（以下「依頼者」といいます。）から委任を受けた弁護士として、ご連絡いたします。

貴法人より、令和5年3月7日付け「申入書」と題する文書及び同年5月16日付けの「ご連絡（契約者情報について）」という2つの文書が出されております。これらについて、依頼者のもとに届いており、回答書を提出するようにとの申し入れを受けております。

以下、依頼者の見解等をご回答申し上げます。

1 株式会社エヌケージーについて

依頼者は、設立後現在に至るまでも訪問販売は行っていません。

依頼者は、平成6年にノダホーム株式会社として会社を設立し建設業の建築工事業を主として営んでおり、平成30年10月23日に商号（旧ノダホーム株式会社）を変更して、アフターメンテナンスの会社として平成30年11月1日より事業を開始し、本件役務提供契約も締結しておりますが、会社として訪問販売に該当するような行為は行っていませんし、そのような行為をしたり誤解を招かないよう、社員教育も徹底しております。一部、顧客或いは消費者センター等においては、依頼者が訪問販売を行っているかのような誤認があるようですが、そのような事実はありません。

弁護士法人 福田・木下総合法律事務所

長崎・主たる事務所：〒850-0058 長崎県長崎市尾上町1番1号 JR長崎駅ビル・オフィス617
TEL 095-816-3261 FAX 095-816-3262
URL <https://www.fukudalaw.jp/>



Attorney at Law Fukuda & Kinoshita

従って、依頼者が特商法上の訪問販売をしているとの前提での申し入れは前提を誤ったものということになります。

- 2 依頼者は、念のため、山口氏、藤田氏の契約状況を確認しました。
その結果、いずれの顧客についても、依頼者の会社方針どおり訪問販売はしていないことが確認できました。
- 3 以上のとおりですので、依頼者が特商法に違反している事実は存在しないものと認識しております。

以上、ご回答申し上げます。

草々

弁護士法人 福田・木下総合法律事務所

長崎・主たる事務所：〒850-0058 長崎県長崎市尾上町1番1号 JR長崎駅ビル・オフィス617
TEL 095-816-3261 FAX 095-816-3262
URL <https://www.fukudalaw.jp/>